



# 島根県報

平成30年12月25日（火）

第3,069号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委規則】**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

**【人委規則】**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 3

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**島根県教育委員会規則第13号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「8,100円」を「8,300円」に改める。

別表第7の2アの表中

58	を	57	に改める。
59		58	
60		58	
61		59	
61		59	
61		60	
62		60	
62		61	
62		61	
63		62	
63		62	
63		63	
64		63	

別表第7の2イの表中

46	を	45	に改める。
46		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	

**附 則**

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」と

いう。)の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第13号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項第1号中「4,200円」を「4,400円」に、「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第3号中「7,200円」を「7,400円」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第6条の10関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	46,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	42,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	38,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	34,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	30,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	26,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	22,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	18,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	14,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	10,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	6,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	2,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

- 2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職（人事委員会が認める職を除く。）を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第27中	「	34	を	「	33	に改める。
		34			34	
		34			34	
		35			34	
		35			34	
		35			35	
		36			35	
		36			35	
		36			35	
		37			36	
		37			36	
		37			36	
		37			36	
		37			37	
		38			37	
		38			37	
		38			38	
		38			38	
		39			38	
		39			38	
	39			39		
	39			39		

	39		39
	40		39
	40		39
	40		40
	40		40
	40		40
	40		40
	41		40

」

別表第30中

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47

」

を に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成30年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第15号**

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第3号中「8,100円」を「8,300円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同項第4号中「7,200円」を「7,400円」に改める。

	「		「
		54	53
		54	54
		55	54
		55	54
		56	55
		56	55
		57	55
		57	56
		57	56
		58	56
		58	57
		58	57
		59	57
		59	58
		59	58
		60	58
		60	59
		60	59
別表第9の3中	を	59	に改める。
		61	
		61	
		61	
		61	
		61	
		61	
		61	
		61	
		62	
		62	
		62	
		62	
		62	
		62	
		62	
		63	
		63	
		63	
		63	
		63	
		63	
		63	
		64	
	」	」	」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後

の規則」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている教育職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教育職員との均衡上必要があると認められる教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。